

別紙1(長期保証)

保証対象部分	基本的性能	保証期間	保証対象(構造上の瑕疵)	保証対象外(美匠上の不具合)
基礎	上部構造の水平支持	10年	<p>基礎及び基礎ぐいをいう。</p> <p>基礎は、沈下、不等沈下等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。</p> <p>(現象)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.住宅の廻りの段、踏段が著しく隆起し生活に支障がある。 2.住宅の給排水に支障が生じている。 3.1階の床に不陸が生じている。 4.屋根の排水が困難になっている。 5.基礎に構造亀裂が発生している。 6.建具の開閉が困難で調整が不能である。 7.住宅が傾斜し通常転がらないものを机等の上に置いた場合、転がって止まらない。 8.基礎の一部に遊びが生じている。 9.補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。 	<p>アプローチ、ポーチ、玄関、土間、犬走り、テラス等。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.基礎にコンクリートの収縮による軽微な亀裂。 <p>通常避けることのできない現象であり、基本的性能を損なうものではありません。</p>
柱・梁等	荷重の支持	10年	<p>土台、柱、はり、桁、筋かい等をいう。</p> <p>柱・梁等は傾斜、たわみ、破損等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。</p> <p>(現象)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.建具の開閉が困難で調整が不能である。 2.柱、梁、壁に構造亀裂、ねじれ、脱落等が生じている。 3.通常転がらないものを机等の上に置いた場合、転がって止まらない。 4.補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1.木材の乾燥による亀裂又は収縮。 <p>通常避けることのできない現象であり、基本的性能を損なうものではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2.建具枠材のそりや鴨居のたれ等によって生ずる建具の開閉不良。
床	水平支持	10年	<p>床は、不陸、たわみ、破損等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。</p> <p>(現象)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.建具の開閉が困難で調整が不能である。 2.通常転がらないものを机等の上に置いた場合、転がって止まらない。 3.歩行等に伴う振動が著しい。 	<ol style="list-style-type: none"> 1.表面仕上部分。

保証対象部分	基本的性能	保証期間	保証対象(構造上の瑕疵)	保証対象外(美匠上の不具合)
壁	荷重の支持	10年	壁は、傾斜、たわみ、破損等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 (現象) 1. 建具の開閉が困難で調整が不能である。 2. 壁に構造亀裂が生じている。 3. 壁の面外にたわみが生じている。 4. 前2, 3が原因となって表面仕上材が破損している。 5. 補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。	内装・外装の表面仕上部分、開口部分、建具 1. コンクリート、しっくい等による壁に、材料の収縮による軽微な亀裂又はすき間。 通常避けることのできない現象であり、基本的性能を損なうものではありません。
	防水	10年	外壁は、雨水が浸入して室内仕上面を汚損し、又は室内にしたたるまで、基本性能がそこなわれてはならない。	1. 台風、突風等の強風雨時における一時的な漏水及び建物の使用に影響のない透水。 2. サイディングの割れ、色の退色、雨漏り等。 3. 外部建具からの漏水等。
屋根	荷重の支持	10年	下地及び小屋組をいう。 屋根は、たわみ、破損等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 (現象) 1. 部材又はその接合部に構造的破損が生じている。 2. 補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。	1. 台風、突風等の強風雨時における一時的な漏水及び建物の使用に影響のない透水。 2. 屋根仕上材の割れ、色の退色、雨漏り等。 3. 完成後の他工事(アンテナ工事)の際の屋根仕上材の割れ等による雨漏れ。
	防水	10年	下地及び仕上部分をいう。 屋根が、雨水が浸入して室内仕上面を汚損し、又は室内にしたたるまで、基本的性能が損なわれてはならない。	
【免責事項】	次の場合に発生した性能基準違反については、施工業者に修補の責任はありません。 1. 保証期間2年経過後に生じた白蟻等の食害が原因の場合。 1. 保証期間2年経過後に建具から雨水が浸入した場合。 3. 植物の根等の成長が原因の場合。 4. 竣工後、ベランダ、物干もしくは水槽等の重量物を屋根に載せ、又は施工業者以外の者が、それらの取付工事もしくはアンテナ工事等のため屋根に上ることにより損傷を与えた場合。			【保証期間を10年とする屋根仕様】 1. 瓦葺屋根(粘土瓦、厚形スレート、石綿スレート) 2. シング葺屋根(アスファルトシングル、不燃シングル) 3. 金属板葺屋根(ステンレス板、銅版、鉄板)